

諮問番号：平成 28 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 28 年度答申第 3 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

処分庁である八代市福祉事務所長が行った生活保護法第 6 3 条に基づく生活保護費返還処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 2 8 年 8 月 2 9 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

遡及して受給権が発生した障害基礎年金は、全額自立更生費と必要経費に消費しているため返還金は存在しない。

したがって、本件処分には理由がないので取り消されるべきである。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

ア 生活保護に関する基準について

本件処分に係る生活保護の事務については、最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とした生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）に基づいて行われている。

イ 本件処分の適法性について

処分庁は、遡及して受給した年金（以下「遡及年金」という。）は返還の必要があること、必要な費用を返還額から控除できるかどうかについては、処分庁が検討し決定することとなることを審査請求人に対して事前に周知しており、課長通知 1 の（ 2 ）の（ア）に基づき、適切に処理されたと判断できる。

事前に申し出があった社会保険労務士への手数料及び文書料については、法第 1 条及び法第 4 条の趣旨から、社会保険労務士へ年金裁定請求代理業務を依頼する行為が、請求人にとって年金受給権の取得という自立助長に寄与するものと考えられることから、次官通知第 8 - 3（ 2 ）のアの（イ）に基づき必要経費とみなしたこと、これに対し、冷蔵庫や掃除機については、次官通知第 7 により日常生活に必要な物品とみなし、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきであるため、必要経費として認定しなかったことに問題はない。

それ以外の原付バイク、自賠責保険等については、事前に相談が出来なかったことに健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない理由があったとはみなされず、課長通知 1 の（ 2 ）の（ア）により控除しなかったことに問題はない。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 2 月 2 日 審査庁から諮問

同年 2 月 28 日 第 1 回審議

同年 3 月 14 日 第 2 回審議

同年 3 月 30 日 第 3 回審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆる

るものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとされている（法第4条1項、2項）。

このような考え方から、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。

年金のように一般的に日常生活費に充当することが予想され受給者の所得を保障する性格の金銭については、被保護者の最低限度の生活の維持のために活用されるべきものであり、保護の開始時において、その時点で資力が活用可能な状態にあれば、それを現金化することにより最低生活の維持のために充てられていたものである（法第4条1項）。

仮に遡及年金の返還がなされない場合には、年金と生活保護費とを二重に受給している状態となり、年金を受給している他の被保護者と比較して著しく公平性を欠くこととなる。この点について、課長通知では、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、厳格に対応することが求められる」旨の取扱いが示されている。

これを本件についてみると、事前に相談のあった社会保険労務士の手数料及び文書料については、処分庁において、審査請求人の健康状態等を勘案した上で、課長通知1の(2)の(ア)により「真にやむを得ない理由により控除を認める場合」に当たるとして、次官通知第8-3(2)の(イ)により、当該手数料等を年金の「収入を得るために必要な経費」と認めたこと、一方、それ以外の費用については、次官通知第7-1により、基本的に経常的最低生活費の範囲内においてすべてまかなうべきものと認められ、課長通知1の(2)の(ア)の「真にやむを得ない理由により控除を認める場合」には当たらないとして、その全額について控除しなかったことに不合理な点はない。

よって、本件処分は、法の趣旨、次官通知及び課長通知が示す基準に沿うものであり、その裁量権の行使に逸脱・濫用はないものと認められる。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査

請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第6 付言

課長通知においては、「保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、資力発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること 当該費用返還額は原則として全額となること 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」の取扱いを説明しておくこととされている 課長通知1の(2)の(ア)。

このような通知の趣旨に鑑みて、実施機関は、事前に十分な説明を行うとともに、被保護者の立場を理解し、丁寧な対応を心掛け、意思の疎通を図った上で、決定等を行うことが求められる。

熊本県行政不服審査会

会長 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 谷山 則男